利用者のために

I 利用上の注意

- 1 本報告書の数値は、国立校(国立大学法人の設置する学校)を含めた数値を計上した。
- 2 本年の全国及び都道府県の数値は、文部科学省報告書数値による。
- 3 比率算出については、小数第2位を四捨五入した。
- 4 統計表の中の記号は、次のように使う。
 - 「 − 」 計数がない場合
 - 「 … 」計数があり得ない場合、又は計数を入手していない場合
 - 「 △ 」減少を示す
 - 「0.0」計数が単位未満の場合

5 専修学校と各種学校

両者とも、学校教育法にもとづく教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を 養成し、又は教養の向上を図ることを目的とするものであるが、主な違いを下の表で 示す。

区分	専 修 学 校	各種学校
修業年限	1年以上	1年以上とする。ただし、簡易に習得できる技術・技芸等の課程については3か月以上、1年未満とすることができる。
授業時間 授業時数	1年間にわたり、学科ごとに800時間以上であること。ただし、夜間学科等にあっては修業年限に応じて450時間以上とすることができる。	1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上、1年未満では修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。
その他	教育を受けるものが常時40人以上 であること。	

6 専修学校の課程

- (1) 高等課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又はこれに準ずる 学力があると認められた者に対して行う課程。
- (2) 専門課程 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して行う課程。
- (3) 一般課程 高等課程又は専門課程の教育以外の教育を行う課程。

Ⅱ 学校基本調査の概要

1 調査の目的

この調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども 園、専修学校及び各種学校

3 調査の種類及び調査事項

(1) 学校調査 学校数、学級数、児童生徒数、園児数、教職員数等

(2) 学校施設調査 国・公立の専修学校、各種学校及び私立の高等学校以下の

学校の建物・土地面積

(3) 不就学学齢児童生徒調査 就学免除者、就学猶予者等

(4) 卒業後の状況調査 進学、就職等の状況

(5) 学校通信教育調査 学校数、生徒数、教職員数等

4 調査期日 平成27年5月1日

5 用語の意味

(1) 学級数 平成27年5月1日現在認可を受け、または届け出をしている等

正規の手続きをしている学級数をいう。

(2) 児童生徒数 平成27年5月1日現在当該学校の在学者として指導要録が作成

されている者の数をいう。

(3) 単式学級 同学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

(4) 複式学級 2以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

(5) 特別支援学級 学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成され

ている学級をいう。

(6) 長期欠席者 平成27年3月31日現在の在学者のうち、平成26年4月1日から

平成27年3月31日までの1年間に連続または断続して30日以上

欠席した児童生徒をいう。

(7) 就園率 幼稚園修了者数÷小学校1年在籍児童数×100

(8) 就学免除者及び 平成27年5月1日現在、市町村教育委員会から就学の免除又は

就学猶予者 猶予を受けている者をいう。

(9) 卒業者 平成27年3月に中学校または高等学校の本科を卒業した者を

いう。

(10) 高等学校等進学者 中学校卒業者のうち、高等学校の本科(全日制、定時制及び

通信制)及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科 及び別科に入学した者をいう。(就職しながら進学したものを

含む。)

(11) 大学等進学者 高等学校卒業者のうち、大学(学部)、短期大学(本科)、大学

・短期大学の通信教育部(正規の課程)及び放送大学(本科履修

制)、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び特別支援

学校高等部(専攻科)に入学した者をいう。(就職しながら進学し た者を含む。)

(12) 専修学校進学者

中学校卒業者については、専修学校の高等課程に入学した者を いう。高等学校卒業者については、専修学校の専門課程に入学し た者をいう。(就職しながら進学した者を含む。)

(13) 専修学校等入学者

中学校卒業者については、専修学校の一般課程、各種学校に入 学した者をいう。高等学校卒業者については、専修学校の一般課 程及び高等課程、各種学校に入学した者をいう。(就職しながら 専修学校に入学した者を含む。)

(14) 公共職業能力開発 施設等入学者

公共職業能力開発施設等に入学した者をいう。(就職しながら 入学した者を含む。)

(15) 就職者

進学者及び専修学校等に入学した者以外で給料、賃金、利潤、 報酬、その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。自家自 営業に就いた者は含めるが、家事の手伝いや臨時的な仕事に就 いた者は含めない。

(16) 一時的な仕事に就いた者 臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。

(17) 左記以外の者

家事手伝いをしている者、外国の高等学校・大学等に入学した 者、その他(10)~(15)(高等学校卒業者は(11)~(16))に含まれ ない者をいう。

(18) 職業別就職者数

就職者個人の仕事の種類を「日本標準職業分類」により分類し たもの。

(19) 産業別就職者数

就職先の事業所の主な産業を「日本標準産業分類」により分類 したもの。

(20) 就職者総数

就職者+進学者のうち就職している者+専修学校等の入学者、

(21) 高等学校等進学率

高等学校等進学者数:中学校卒業者総数×100

公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者

(22) 大学等進学率

大学等進学者数:高等学校卒業者総数×100

(23) 就職率

就職者総数:卒業者総数×100

(24) 産業分類

第1次產業「農業、林業」「漁業」

第2次産業「鉱業,採石業,砂利採取業」「建設業」「製造業」

第3次産業「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」

「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」「金融業,保険業」 「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」 「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」 「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」

「サービス業(他に分類されないもの)」

「公務(他に分類されるものを除く)」

「分類不能の産業」「就職先の産業別が不明の者」 その他